

## 規 則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一―七三

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県人事委員会規則一―五〇号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改め、「次に掲げる事務」を「条例第十四条第一項の規定により、人事委員会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表する事務（第六条から第八条までの規定に基づく事務を含む。）」に改め、第一号及び第二号を削る。

第二十二条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。